枚方市条例第　31　号

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第23条」に、「第23条－第26条」を「第24条－第27条」に、「第27条－第35条」を「第28条－第36条」に、「第36条－第42条」を「第37条－第43条」に、「第43条」を「第44条」に改める。

第43条を第44条とし、第４章中第42条を第43条とし、第38条から第41条までを１条ずつ繰り下げる。

第37条中「第17条第１項」を「第18条第１項」に改め、同条を第38条とし、第36条を第37条とし、第３章中第35条を第36条とする。

第34条第１項中「第27条第４号」を「第28条第４号」に、「第38条第２項」を「第39条第２項」に改め、同条を第35条とし、第31条から第33条までを１条ずつ繰り下げる。

第30条第２号中「第34条第２項、第38条」を「第35条第２項、第39条」に改め、同条を第31条とし、第27条から第29条までを１条ずつ繰り下げ、第２章中第26条を第27条とし、第23条から第25条までを１条ずつ繰り下げ、第１章中第22条を第23条とし、第16条から第21条までを１条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第16条　児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第７項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第２項から附則第５項までの規定中「第38条第２項」を「第39条第２項」に改める。

附則第６項中「第38条第３項」を「第39条第３項」に、「第38条第２項」を「同条第２項」に改める。

附則第７項中「第38条第３項」を「第39条第３項」に改める。

（枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第33条を第34条とし、第24条から第32条までを１条ずつ繰り下げる。

第23条第３項中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第５項ただし書中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第21条とし、第14条から第19条までを１条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条　幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第６項において準用する法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第２条中「第20条第３項」を「第21条第３項」に改める。

附則第３条第１項表以外の部分中「第22条第３項」を「第23条第３項」に、「第23条第６項」を「第24条第６項」に改め、同項の表中「第22条第３項」を「第23条第３項」に、「第22条第７項第１号」を「第23条第７項第１号」に、「第23条第６項」を「第24条第６項」に改め、同条第２項表以外の部分中「第22条第３項」を「第23条第３項」に改め、同項の表中「第22条第３項第１号」を「第23条第３項第１号」に、「第22条第３項第２号」を「第23条第３項第２号」に、「第22条第３項第３号」を「第23条第３項第３号」に、「第22条第６項第１号」を「第23条第６項第１号」に、「第22条第７項第１号」を「第23条第７項第１号」に改め、同条第３項中「第22条第７項第１号」を「第23条第７項第１号」に改める。

附則第４条中「第20条第３項本文」を「第21条第３項本文」に改める。

附則第８条中「第20条第４項」を「第21条第４項」に、「第20条第３項」を「第21条第３項」に改める。

附則第９条中「第20条第４項」を「第21条第４項」に改める。

（枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の２　地域型保育事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接す

る業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第４条　枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第27条　認定こども園の設置者は、法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条の２　指定児童発達支援事業者は、法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第63条中「第34条」の次に「、第47条の２」を加える。

第89条中「第35条」の次に「から第47条まで、第48条」を加える。

（枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年枚方市条例第３号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第21条」に、「第21条」を「第22条」に、「第22条－第25条」を「第23条－第26条」に、「第26条・第27条」を「第27条・第28条」に、「第28条」を「第29条」に改める。

第28条を第29条とする。

第27条中「第24条及び第25条」を「第25条及び第26条」に改め、第２章第３節中同条を第28条とし、第26条を第27条とし、同章第２節中第25条を第26条とし、第22条から第24条までを１条ずつ繰り下げ、同章第１節中第21条を第22条とし、第１章中第20条を第21条とし、第15条から第19条までを１条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第15条　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則［令和8年9月7日公布］

（施行期日）

１　この条例は、令和８年12月25日から施行する。

（枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

２　枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和６年枚方市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第２項及び附則第３項中「第１条の規定による改正後の」を削り、「第38条第２項、第２条の規定による改正後の」を「第39条第２項、」に、「第20条第３項、第３条の規定による改正後」を「第21条第３項、第３条の規定による改正後」に改める。

３　枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和８年枚方市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「第２条の規定による改正後の」を削り、「第19条第２項」を「第20条第２項」に改める。